

株式会社 NEW ART HOLDINGS

コーポレートガバナンス・ポリシー

2021年9月30日制定

本ポリシー各条項の [] 内の番号は、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コード各原則との対応関係を示す。

第1章 総則

1.1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 [2-1,3-1 (i) ,3-1 (ii) ,5-2①]

1) 株式会社 NEW ART HOLDINGS (以下当社) 及び当社の関係会社 (以下、「当社グループ」) は、経営理念及び中期経営計画に基づき、各ステークホルダーとの協働のもと、持続的成長と中長期的な企業価値の最大化に向けたガバナンス体制を構築する。

2) コーポレートガバナンス強化の観点

当社グループは、以下の「コーポレートガバナンスを強化する5つの観点」に沿ってコーポレートガバナンスの充実に取り組む。

①「企業の持続性（存続を脅かさない）」の観点

・リスク管理の徹底、大株主の過剰介入やワンマン経営の排除、犯罪の防止や反社会勢力に対する毅然たる対応など。

②「企業倫理とコンプライアンス遵守」の観点

・法令や企業倫理の遵守など。

③「上場会社としての責務の遂行」の観点

・適時・公平・適切な情報開示や内部統制（チェック体制）の構築と適正な財務報告（粉飾決算の防止）、監査役・内部監査部門によるモニタリングの強化、社会の公器としてのCSR（社会的責任）の遂行など。

④「効率的な経営」の観点

・役職員の権限と責任の明確化等による経営の効率化など。

⑤「ステークホルダーとの良好な関係構築」の観点

・ステークホルダー間のバランスの保持、顧客重視、ES（従業員満足度）の向上によるCS（顧客満足度）の実現など。

3) グループ経営理念

みんなの夢の企業グループ NEW ART は、

アートの持てるすべての力で

あなたを美と健康と幸せに導きます

4) 事業ポートフォリオに関する基本方針

・事業ポートフォリオ間のシナジー効果の最大化を図り、各事業のブランドの向上、海外（アジア）への積極的な事業展開、新規事業、新商品、新サービスの開発により、更なる事業の成長と企業価値の最大化を目指す。

第2章 コーポレートガバナンスの体制

2.1. コーポレートガバナンスの体制 [4-1]

・当社は、監査役会設置会社を採用し、透明性の高いガバナンス体制を維持、向上するため、複数の社外取締役を含む取締役会が、複数の社外監査役を含む監査役会と緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら重要案件の意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図る。

2.2. 取締役会

2.2.1. 取締役会の役割・責務 [4-1,4-1①,4-1②,4-2,4-2②,4-5]

- 1) 取締役会は、株主に対する受託者責任と説明責任を踏まえ、当社グループや株主共同の利益のため、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指す。
- 2) 取締役会は、当社グループの中長期・年度事業計画の策定や重要な業務執行並びに法定事項について決定するとともに、経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行を含む事業計画の進捗確認を含む取締役の職務執行を監督する責務、グループ全体の適切な内部統制システムを構築する責務等を担う。
- 3) 取締役会は、経営幹部が、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、適切なリスクを負いながら意思決定および業務執行を行うことができるよう、必要な環境整備を行う。
- 4) 取締役会は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会規程において取締役会にて決議・報告する事項を定める。経営陣の遂行する職務については、職務関連規程に定める。

2.2.2. 取締役会の構成 [4-6,4-10,4-10①,4-11,4-11①]

- 1) 取締役会は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のための知識、経験、能力、見識等を考慮し、多様性を確保しながら全体としてバランスよく、適正な人数で構成するとともに、透明性の高いガバナンス体制を構築し、客観的な経営の監督の実効性を確保するため、2名の独立社外取締役を選任する。
- 2) 取締役会は、任意の委員会として、過半数を独立役員で構成する指名・報酬委員会を設置する。

2.2.3. 取締役会の実効性の評価 [4-11,4-11③]

・取締役会は、取締役会の実効性を高めるために運営方法の見直しを行うとともに、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行い、評価結果の概要を開示する。

2.3 監査役会

2.3.1. 監査役会の役割・責務 [4-4,4-4①,4-5]

- 1) 監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営の健全性を確保し、株主共同の利益のために行動する。
- 2) 監査役会は、常勤監査役による当社グループ内における情報収集力及び社外監査役による独立性を活かしながら、各監査役による監査の実効性を確保するための体制を整備する。

- 3) 監査役会は、社外取締役への情報提供を強化するため、社外取締役との意見交換を行い、監査活動を通じて得られた情報の提供を行う。

2.3.2. 会計監査人及び内部監査部門との関係 [3-2,3-2①,3-2②,4-13③]

- 1) 監査役会は、会計監査人及び内部監査部門と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を整備する。
- 2) 監査役会は、会計監査人の評価基準に基づき、独立性と専門性について確認する。また、監査役会は、会計監査人との面談を定期的実施し、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかについて会計監査人に説明を求める。
- 3) 監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を定める。
- 4) 監査役会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備、問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

2.4 指名・報酬委員会 [4-1③,4-3②③,4-10,4-10①]

- 1) 取締役と監査役に関する指名及び報酬に関する委員会として、指名・報酬委員会を設置する。
- 2) 指名・報酬委員会は、社内取締役1名及び独立役員2名からなる3名の取締役で構成し、その委員長はその委員の中から指名・報酬委員会の決議により選定する。
- 3) 取締役会の諮問機関として客観的かつ公正な視点から、以下の内容等について審議し、取締役会へ答申を行う。
 - ①ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含めた取締役及び監査役の選解任方針、各候補者案
 - ②代表取締役社長の後継者の計画
 - ③取締役及び監査役の報酬制度・水準、報酬額

2.5 内部統制 [4-3,4-3④]

・取締役会は、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制の体制の整備に関する方針、財務報告に係る内部統制に関する規定を定め、当社グループのコンプライアンス、リスク管理、財務報告の適正性確保等について適切な体制を構築するとともに、その運用状況を監督する。

2.6 取締役及び監査役

2.6.1. 取締役及び監査役の指名に関する方針[3-1(iv, v),4-3,4-3①,4-11,4-11①,4-11②]

- 1) 当社グループの意思決定及び経営の監督をより適切かつ高いレベルで行うため、事業経営に関しての豊富な経験、実績、専門性等のバランスを考慮し取締役及び監査役を選任する。社外取締役及び社外監査役については、経営に関する豊富な経験、高度な専門性、幅広い知見や経験を持つ者を選任する。
- 2) 取締役の選解任に当たっては、業績も踏まえ、指名・報酬委員会での審議を経て取締役会で決議し、取締役の選解任案を株主総会に付議する。

- 3) 監査役の選解任に当たっては、指名・報酬委員会にて審議し、監査役会の同意を得た上で取締役会で決議し、株主総会に付議する。
- 4) 監査役には、財務、会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選定する。
なお、財務、会計に関する適切な知見を有する者の選定を行わなかった場合には、監査役は必要に応じて外部の専門家の助言を得ることとする。
- 5) 取締役及び監査役の各候補者の指名理由については、株主総会招集通知に記載する。
(知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを含む)
- 6) 当社の取締役及び監査役が、他の上場会社の役員を兼任する場合は、その兼任する数は合理的な範囲にとどめると同時に、当該兼任状況について、開示を行う。

2.6.2. 独立社外取締役 [4-6,4-7,4-8,4-8①,4-8②,4-9]

- 1) コーポレートガバナンスの公正性、透明性を高め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社の独立性基準を満たす独立社外取締役を選任する。
- 2) 独立社外取締役は、経営に関する積極的な助言、執行の監督、利益相反の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。
- 3) 取締役会における活発かつ建設的な議論を推進するため、独立社外取締役を含む社外役員（社外取締役及び社外監査役）をメンバーとする会合を必要に応じて開催する。
- 4) 独立社外取締役を含む社外取締役と当社各部門との連絡・調整は、当社総務部門が行う。
- 5) 社外役員の独立性に関する基準は東京証券取引所が定める独立性基準を用いる。

2.6.3. 取締役及び監査役の報酬等に関する方針 [3-1 (iii) ,4-2,4-2①]

- 1) 役員報酬の基本方針
 - ① 固定報酬を基本とする。
 - ② 当社グループ役員の役割及び職責に相応しい水準とする。
 - ③ 独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保する。
- 2) 取締役の報酬額の方針
役位・役割に応じた固定報酬を基本とし、中長期的な企業成長への貢献度、会社の業績、個人の業績評価及び経済情勢等を勘案した報酬額とする。
- 3) 取締役報酬決定の方針
各取締役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議により代表取締役社長に一任し、代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申を尊重して決定する。
- 4) 監査役報酬決定の方針
各監査役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で、指名・報酬委員会の答申に基づき監査役の協議により決定する。

2.6.4. 支援体制 [4-12,4-12①,4-13,4-13①,4-13②,4-13③]

- 1) 取締役会での活発かつ建設的な議論を図るべく、総務部門に事務局を設置し、以下の通り運営する。
 - ① 毎年の審議事項を踏まえ、取締役会開催スケジュール及び予想される審議事項を前年度末までに確定する。
 - ② 取締役会資料は、十分な検討ができるタイミングにて事前配付する。
 - ③ 当日の審議時間は、十分な審議ができる適切な審議時間を設定する。
 - ④ 社外役員を含む取締役及び監査役に必要な情報を随時提供するとともに、必要に応じて事前説明を行う。
- 2) 監査役の監査機能強化を図るため、内部監査部門と監査結果の共有をはかるなど相互補完を行う。
- 3) 取締役及び監査役の職務の執行において、社内の各部門は、必要な情報提供を求められた場合に積極的に対応する。また、取締役及び監査役が外部の専門家の助言を得ることが必要な場合には、その費用を当社が負担する。

2.6.5. 取締役及び監査役の研修方針[4-14,4-14①,4-14②]

- 1) 取締役及び監査役が、その役割・責務を適切に果たすために必要な研修及び情報提供を適宜実施する。
- 2) 取締役及び監査役に就任する際には、会社の事業、財務、組織等及び取締役に求められる役割と責務（法的責任を含む）に関して社内の関係部門による説明を実施し、就任後も必要に応じて法令改正や経営課題などに関する研修や説明会等を実施する。

2.7 会計監査人 [3-2,3-2②]

- 1) 取締役会及び監査役会は、会計監査人が当社グループの財務報告の信頼性確保に関し重要な役割を担うことを認識し、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会、並びに内部監査部門との連携を通じて、独立性と専門性を有した十分かつ適正な会計監査人監査が行われるよう適切な対応を行う。
- 2) 会計監査人から財務報告に関する不備等の指摘を受けた場合は、経理担当取締役が責任をもって対応に当たる。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

3.1. 当社グループのステークホルダー[2-1]

・当社グループは、「株主」「顧客」「取引先」「社会」「従業員」をグループ共通のステークホルダーと考え、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のためにはこれらのステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、それぞれの立場を尊重する。

3.2. 株主の権利・平等性の確保 [1-1,1-1②,1-1③]

- 1) 当社は、株主の権利の重要性を十分に認識し、少数株主も含めて、株主総会の議決権等の株主の権利が実質的に確保され、株主が適切に権利行使できる環境を整備する。少数株主が当社及び当社役員に対する特別な権利を行使する場合には、その意思を尊重する。

- 2) 新規で株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合は、当社のコーポレートガバナンス体制にてその役割・責務を十分に果たせることを取締役会で確認する。

3.2.1. 株主総会 [1-1,1-1①,1-2,1-2①,1-2②,1-2③,1-2④,1-2⑤]

- 1) 株主総会が会社の最高意思決定機関であることを認識し、株主総会における株主の実質的な平等性と適切な権利行使の機会を確保する。
- 2) 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、招集通知及び東京証券取引所における適時開示等を通じて開示する。
- 3) 株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるとともに、取締役会での招集通知内容の決議後遅滞なく自社のホームページに開示する。
- 4) 株主の議決権の行使検討期間に最大限配慮し、正確な情報提供ができることを担保しつつ、招集通知の発送日、株主総会の開催日等、株主総会関連の日程を適切に設定する。
- 5) 投資家の議決権行使の利便性向上のためインターネットを利用した議決権の電子行使を可能とする。招集通知の英訳などは、必要に応じて実施する。
- 6) 代理人による議決権行使は、定款の定めにより当該代理人が株主である場合に限定する。ただし、株主名簿上の株主又は常任代理人を通じて、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等（以下、「実質株主」）の本人確認ができる場合においては、株主名簿管理人と協議の上、実質株主の株主総会への出席について検討する。
- 7) 株主総会において可決に至ったものの相当数を超える反対票が投じられた会社提案議案については、取締役会で反対の理由や反対票が多数となった原因を分析し、株主との対話やその他の対応の要否について検討する。

3.2.2. 資本政策に関する方針 [1-3,1-6]

- 1) 当社グループは企業価値向上のため、持続的なキャッシュ・フロー創出力向上とバランスシートの最適化を目指す。
- 2) 〈投資方針〉
当社は、将来の事業規模拡大に不可欠な成長投資を優先し、株主利益および企業価値の最大化に努めることを基本方針とする。
- 3) 〈資金調達方針〉
 - ・設備資金及び運転資金等の必要資金は基本的に自己資金、金融機関からの借り入れ及びリースにより充当する。
 - ・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資金調達については、ステークホルダーへの影響等を十分に考慮し、取締役会にて検証及び検討を行った上で、株主に対する説明責任を果たす。
- 4) 〈株主還元方針〉
 - ・企業価値向上による株価上昇と剰余金の配当等によって総合的に実現する。
 - ・剰余金の配当等は、純利益だけでなく、内部留保も含めた資本効率を勘案するとともに将来の事業計画を考慮して決定し、自己株式の取得等の施策についても適宜検討しながら、中長期的に

総還元性向 30%の株主還元を目指す。

注) 総還元性向 = (配当支払総額 + 自社株買い総額) ÷ 純利益 × 100

3.2.3. 政策保有株式に関する方針 [1-4,1-4①,1-4②]

- 1) 当社は、事業運営上の必要性などを総合的に勘案した上で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる政策保有株式のみ保有する。
- 2) 個別の政策保有株式の保有の合理性と、保有することによる関連収益及び便益について毎年取締役会にて検証を行い、保有しない場合との比較において保有の有無を決定する。
- 3) 政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該企業の企業価値向上に資するものであるか、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを勘案し、議案ごとに賛否を判断のうえ、適切に議決権を行使する。

3.2.4. 買収防衛策に関する方針 [1-5,1-5①]

・当社は、買収防衛策を採用していないが、当社の株式が公開買付けに付された場合は、公開買付者に対して当社グループの企業価値向上施策について説明を求めるとともに、取締役会としての考え方を速やかに開示する。

3.2.5. 関連当事者間の取引に関する方針 [1-7,4-3]

・当社と取締役との間の利益相反取引及び競業取引については、会社法及び取締役会規程等に従い、取締役会で決議する。

3.3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 [2-1]

・当社グループは、ステークホルダーとの絆をさらに強め、信頼される商品づくり、サービスを提供することで、社会の発展に貢献する。

－「顧客」：常にお客様の視点に立ち、「顧客第一主義」を基本として、商品づくり、接客サービスなど、お客様の満足度を向上させる企業経営を行う。

－「取引先」：全ての取引先と公正・透明・自由な取引を通じて信頼関係を築き、有害なもの不正なものを排除し、お客様の安全を心がけ、信頼される商品づくり、サービスを提供を行う。

－「社会」：豊かで健全な社会の維持発展に向けた企業活動を主体的、積極的に展開することにより、広く社会に貢献する。

－「従業員」：個人の人権を尊重し、一人ひとりがその能力を最大限発揮できるよう、不当な差別やハラスメントのない、明るく働きがいのある職場環境の確保に努める。

3.3.1. 従業員の行動準則、内部通報 [2-2,2-2①,2-5,2-5①]

- 1) 法令の遵守や倫理的に求められる行動を定めた「倫理・コンプライアンス規程」、「行動規範」等の当社グループ内への周知、教育を行い、浸透を図るとともに、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。

- 2) 当社グループにおける重大な倫理・コンプライアンス違反の事実や危険の早期発見と是正を図りコンプライアンス経営の強化を目的とし、代表取締役社長及び常勤監査役に直接通報する内部通報制度（ホイッスルライン）を設けるとともに、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。

3.3.2. 多様性に関する方針 [2-4,2-4①]

・グローバルに事業展開する企業として、国籍や人種、性別等に加え、価値観、考え方、能力等の多様性が企業の成長力を増加させることを認識し、多様な人材の採用、育成を行う。

・当社グループでは、以下の重点項目に沿って社内環境整備や人材育成・ダイバーシティマネジメント（多様性）への取組みを進める。

①社内環境整備（能力を発揮できる職場作り）

- ・女性が活躍する職場作り
- ・子育て支援制度
- ・健康管理

②ダイバーシティマネジメント（多様性）への取組み

- ・障害者の雇用
- ・高齢者の雇用
- ・外国人の雇用
- ・差別の無い会社

3.3.3. 社会、環境をはじめとするサステナビリティを巡る取組みに関する方針 [2-3,2-3①,3-1③,4-2②]

- 1) 当社グループは、以下の文化活動を通して社会と共に持続的に成長することを目指す。

- ①ジェリーデザイナーの発掘・育成
- ②軽井沢ニューアートミュージアムの活動支援
- ③ニューアートラボの開設
- ④音楽など芸術・文化活動支援

- 2) 環境問題の取組みは、人類共通の課題であり、企業の存続と活動に必須の要件であることを認識し、企業活動全般にわたって自然環境との共生に努める。当社グループは、事業活動と地球環境の両立を目指し持続可能な社会の実現に向け CO2 削減や省エネルギー効果の高い店舗照明の LED 化を推進する。

- 3) 主力製品のダイヤモンドの調達において、人権を尊重し、いかなる非人道的行為への直接的・間接的加担を回避するため、紛争地域等における勢力との関係が疑われるような製品の流通を抑止する「キンバリー・プロセス承認制度」加盟国（イスラエル）からの仕入れを行う。また、原料からお客様の手元に届くまでの経路を確認できるシステム（ダイヤモンドジャーニー）を導入し、「コンフリクト（紛争）フリー・ダイヤモンド」の提供を確実なものとする。

- 4) 労働関連法規を遵守し、適切な従業員の健康、労働環境管理を行うとともに、「人事考課規程」に基づく人事の公正な運営を行う。

- 5) 「倫理・コンプライアンス規程」を基に全ての取引先と公正・透明・自由な取引を行う。
- 6) 上場企業としての責務を常に認識し、自然災害等多様化するリスクの発現を想定して、事業の継続を主眼に危機管理体制を整備・強化し、着実に運用する。
- 7) 個人の人権を尊重し、一人ひとりがその能力を最大限発揮できるよう、不当な差別やハラスメントのない、明るく働きがいのある職場環境の確保に努めて人的資本の投資を進める。
- 8) 商品、広告、サービスなどすべての企業活動において、知的財産権を尊重し、自社の権利を保護すると同時に、他の権利を尊重して知的財産の投資を進める。

企業年金のアセットオーナーとしての役割 [2-6] は企業年金基金制度が無いため省略する。

第4章 情報開示の充実及び株主・投資家との対話

4.1. 情報開示の基本的な考え方 [3-1①,3-1②]

- 1) 当社グループは、情報開示の充実が株主・投資家との建設的な対話の前提となることを認識し、「ディスクロージャーポリシー」及び「適時開示規定」に則った情報開示を行う。
- 2) 海外投資家の利便性向上のための開示資料の英訳などは、必要に応じて実施する。

4.2. 株主・投資家との対話に関する基本方針 [5-1,5-1①,5-1②,5-1③,5-2,5-2①]

- 1) 当社グループは、株主・投資家との建設的な対話がコーポレートガバナンスの更なる充実、ひいては中長期的な企業価値向上に資するとの認識に基づき、定期的に株主構成を把握し、対話の申込みに積極的に対応するとともに、建設的な対話を行うための場を設定する。
- 2) 株主・投資家からの面談の申込みに、IR 担当部門（経営企画部）が中心となって対応する。また、当社グループとして、代表取締役社長、その他の取締役又は監査役との面談が適切と考える場合は、積極的にその対話の場を設定する。
- 3) 対話の目的に応じて、社内の関連する部門と連携して対話の充実を図る。
- 4) 経営計画、経営戦略、決算等に関する説明（事業計画の進捗状況を含む）を企画・実行し、当社グループについての理解と対話の促進を図る（資本コストや事業ポートフォリオに関する説明を含む）。
- 5) 対話においては、誠意をもって説明を行うとともに、株主・投資家の意見に耳を傾け、双方向のコミュニケーションに努める。株主・投資家からの声を、取締役会に必要なに応じて報告する。
- 6) 対話においては、関係する社内規程に基づき、情報管理の徹底を図り、インサイダー情報の漏えい防止を図る。

第5章 その他

5.1. 開示 [3-1(ii)]

・株主からの受託者責任ならびに各ステークホルダーへの説明責任を果たすべく、本ポリシーを開示する。

5.2. 改廃方針 [3-1(ii)]

・本ポリシーは、株主・投資家との対話を踏まえて定期的に見直すものとし、取締役会の決議をもって改廃する。

第6章 付則

本ポリシーは、2021年9月30日から制定実施する。